

令和7年（1～12月）にさいたま市内で発生した食中毒事件

事例 No.	発生月	喫食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	3月	12	9	原因施設で提供された食事	ノロウイルス G I	飲食店
2	4月	112	69	原因施設で販売された菓子	ノロウイルス G II	菓子製造施設
3	4月	79	46	原因施設で製造された弁当	ノロウイルス G II	飲食店
4	7月	4	1	原因施設で提供された食事	アニサキス	飲食店
5	10月	7	5	原因施設で提供された食事	黄色ブドウ球菌	飲食店

【参考】令和6年（1～12月）にさいたま市内で発生した食中毒事件

事例 No.	発生月	喫食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	3月	1	1	不明	アニサキス	不明
2	3月	23	18	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店
3	9月	2	1	原因施設で提供された食事	アニサキス	飲食店

【参考】令和5年にさいたま市内で発生した食中毒

事例 No.	発生月	喫食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	4月	1	1	不明	アニサキス	不明
2	5月	4	4	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店
3	12月	65	43	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店
4	12月	3	3	原因施設で提供された食事	カンピロバクター	飲食店
5	12月	10	10	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店

(令和7年3月21日発表) 食中毒事件の発生について

[このページを印刷する](#)

1 事件発生の探知

令和7年3月15日(土曜日)に、当該飲食店を利用したさいたま市民から市保健所に「3月12日(水曜日)に当該飲食店を利用した6名のうち、3名が3月13日(木曜日)以降、体調不良を呈している。」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果（発表日現在）

- 喫食者数：1グループ6名
- 患者数：3名（すべて10代男性）
- 居住地：さいたま市
- 喫食日時：令和7年3月12日(水曜日) 14時00分頃
- 発症日時：令和7年3月13日(木曜日) 16時00分頃から令和7年3月14日(金曜日) 9時00分頃
- 主な症状：腹痛、嘔吐、下痢
- 病因物質：ノロウイルスG I
- 原因食品：令和7年3月12日(水曜日)に当該飲食店が調理、提供した食事
(喫食メニュー)
豚キムチ、唐揚げ、コロッケ、クリームコロッケ、蒸し鶏と小松菜の辛子しょうゆ和え
- 原因施設：飲食店(大宮区)

3 上記施設を原因施設と断定した理由

- 令和7年3月12日(水曜日)に当該施設で食事をした1グループ6名のうち3名が、令和7年3月13日(木曜日)16時頃から令和7年3月14日(金曜日) 9時頃にかけて発症していることが確認されたこと
- 発症者3名の共通食が当該施設で提供された食事に限定されたこと
- 発症者3名及び従業員1名からノロウイルスが検出されたこと
- 潜伏時間、症状等の疫学的事項がノロウイルスによる食中毒と一致したこと

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

- 処分年月日：令和7年3月21日(金曜日)
- 営業停止：3日間(令和7年3月21日から令和7年3月23日まで)

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、施設の清掃・消毒の指導、設備の改善指導、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課

課長：小島

担当：小澤、岡崎

電話：048-829-1300

内線：2930、2943、2944

関連ダウンロードファイル



【参考】ノロウイルスによる食中毒について（PDF形式 61キロバイト）



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader（無償）が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトからAdobe Readerをダウンロードしてください。](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/生活衛生課 食品・医薬品安全係
電話番号：048-829-1300 ファックス：048-829-1967

➤ お問い合わせフォーム

[サイトマップ](#) [当サイトについて](#) [ご利用ガイド](#) [アクセシビリティポリシー](#)

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 開庁時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）
電話：048-829-1111（代表） ※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。
※さいたまコールセンターにつながります。 法人番号 2000020111007

(令和7年4月16日発表) 食中毒事件の発生について

[このページを印刷する](#)

1 事件発生の探知

令和7年4月7日(月曜日)に、市立保育園から保育課を経由してさいたま市保健所に「4月4日に当該施設で購入した菓子を喫食した18名のうち15名が4月6日朝から体調不良を呈している。」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果（発表日現在）

- 喫食者数：2グループ31名
- 患者数：23名（10歳未満から70代、男性3名、女性20名）
- 居住地：さいたま市、埼玉県
- 喫食日時：1.令和7年4月4日(金曜日) 13時頃から令和7年4月5日(土曜日)8時頃
2.令和7年4月9日(水曜日) 17時頃
- 発症日時：1.令和7年4月5日(土曜日) 17時頃から令和7年4月7日(月曜日) 0時頃
2.令和7年4月10日(木曜日)20時頃から令和7年4月11日(金曜日)21時頃
- 主な症状：腹痛、嘔吐、下痢 ※患者は回復に向かっています。
- 病因物質：ノロウイルスGⅡ
- 原因食品：令和7年4月4日(金曜日)及び令和7年4月8日(火曜日)に当該施設が製造、販売した菓子
(喫食メニュー)
洋生菓子
- 原因施設：菓子製造施設(岩槻区)

3 上記施設を原因施設と断定した理由

- 令和7年4月4日(金曜日)及び令和7年4月8日(火曜日)に当該施設が製造した菓子を喫食した2グループ31名のうち23名が、令和7年4月5日(土曜日) 17時頃から令和7年4月7日(月曜日) 0時頃及び令和7年4月10日(木曜日)20時頃から令和7年4月11日(金曜日)21時頃にかけて発症していることが確認されたこと
- 発症者全員の共通食が当該施設で製造された菓子に限定されたこと
- 喫食者6名及び従業員3名からノロウイルスが検出されたこと
- 潜伏時間、症状等の疫学的事項がノロウイルスによる食中毒と一致したこと

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

- 処分年月日：令和7年4月16日(水曜日)
- 営業停止：3日間(令和7年4月16日から令和7年4月18日まで)

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、施設の清掃・消毒の指導、設備の改善指導、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の食品製造施設等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課

課長：小島

担当：和田、中島、岡崎

電話：048-829-1300

内線：2930、2943、2944

関連ダウンロードファイル

 [【参考】ノロウイルスによる食中毒について（PDF形式 61キロバイト）](#)



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader（無償）が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトからAdobe Readerをダウンロードしてください。](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/生活衛生課 食品・医薬品安全係
電話番号：048-829-1300 ファックス：048-829-1967

[お問い合わせフォーム](#)

[サイトマップ](#) [当サイトについて](#) [ご利用ガイド](#) [アクセシビリティポリシー](#)

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 開庁時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）
電話：048-829-1111（代表） ※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。
※さいたまコールセンターにつながります。 法人番号 2000020111007

(令和7年4月15日発表) 食中毒事件の発生について

[このページを印刷する](#)

1 事件発生の探知

令和7年4月11日(金曜日)に、市内店舗を利用した市内事業者から市保健所に「4月9日(水曜日)に当該店舗で購入した弁当を喫食した18名のうち11名が4月10日夜から体調不良を呈している。」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果（発表日現在）

- 喫食者数：5グループ60名
- 患者数：17名（20代から70代、男性10名、女性7名）
- 居住地：さいたま市、埼玉県 他
- 喫食日時：令和7年4月9日(水曜日) 12時頃から13時頃
及び令和7年4月10日（木曜日）12時頃から13時頃
- 発症日時：令和7年4月10日(木曜日) 7時頃から令和7年4月12日（土曜日）16時頃
- 主な症状：腹痛、嘔吐、下痢 ※患者は回復に向かっています。
- 病因物質：ノロウイルスGⅡ
- 原因食品：令和7年4月9日（水曜日）及び令和7年4月10日（木曜日）に当該店舗が調理、販売した弁当
（喫食メニュー）
弁当（日替、からあげ 等）
- 原因施設：飲食店（中央区）

3 上記施設を原因施設と断定した理由

- 令和7年4月9日(水曜日)及び令和7年4月10日（木曜日）に当該施設が調理した弁当を喫食した5グループ60名のうち17名が、令和7年4月10日(木曜日)7時頃から令和7年4月12日（土曜日）16時頃にかけて発症していることが確認されたこと
- 発症者全員の共通食が当該施設で調理された弁当に限定されたこと
- 喫食者4名及び従業員2名からノロウイルスが検出されたこと
- 潜伏時間、症状等の疫学的事項がノロウイルスによる食中毒と一致したこと
- 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

- 処分年月日：令和7年4月15日(火曜日)
- 営業停止：3日間（令和7年4月15日から令和7年4月17日まで）

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、施設の清掃・消毒の指導、設備の改善指導、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課

課長：小島

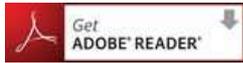
担当：和田、中島、岡崎

電話：048-829-1300

内線：2930、2943、2944

関連ダウンロードファイル

 [【参考】ノロウイルスによる食中毒について（PDF形式 61キロバイト）](#)



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader（無償）が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトからAdobe Readerをダウンロードしてください。](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/生活衛生課 食品・医薬品安全係
電話番号：048-829-1300 ファックス：048-829-1967

[お問い合わせフォーム](#)

[サイトマップ](#) [当サイトについて](#) [ご利用ガイド](#) [アクセシビリティポリシー](#)

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 開庁時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）
電話：048-829-1111（代表） ※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。
※さいたまコールセンターにつながります。 法人番号 2000020111007

(令和7年7月23日発表) 食中毒事件の発生について

このページを印刷する

1 事件発生の探知

令和7年7月22日(火曜日)、市内医療機関から市保健所に「7月20日(日曜日)にさいたま市内の飲食店を利用した市民1名が、翌7月21日(月曜日・祝日)に腹痛を呈したため、診察したところ胃からアニサキスが摘出された」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果(発表日現在)

- 喫食者数：1グループ4名
- 患者数：1名(男性：30代)
- 居住地：さいたま市
- 喫食日時：令和7年7月20日(日曜日) 17時30分頃
- 発症日時：令和7年7月21日(月曜日・祝日) 4時頃
- 主な症状：腹痛 ※患者は回復に向かっています。
- 病因物質：アニサキス
- 原因食品：令和7年7月20日(日曜日)に当該飲食店が調理、提供した食事
(喫食メニュー)
握り寿司(ホタテ、アジ、ブリ等)
- 原因施設：飲食店(浦和区)

3 上記施設を原因施設と断定した理由

- 令和7年7月20日(日曜日)に当該施設で食事をした1グループ4名のうち1名が、令和7年7月21日(月曜日・祝日) 4時頃発症していることが確認されたこと
- 発症者1名のアニサキス食中毒潜伏期間における喫食状況を確認したところ、喫食した生鮮魚介類が当該施設で提供された調理品に限定されたこと
- 発症者1名からアニサキスが検出されたこと
- 潜伏時間、症状等の疫学的事項がアニサキスによる食中毒と一致したこと
- 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

- 処分年月日：令和7年7月23日(水曜日)
- 営業停止：1日間(令和7年7月23日)
- 営業停止範囲：生食用鮮魚介類(冷凍品を除く)の調理、提供
(冷凍品とはマイナス20度以下で24時間以上の冷凍をしたものです)

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、施設の清掃・消毒の指導、設備の改善指導、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課

課長：小島

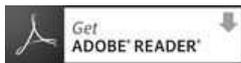
担当：和田、中島、岡崎

電話：048-829-1300

内線：2930、2943、2944

関連ダウンロードファイル

 (参考) アニサキスによる食中毒について (PDF形式 88キロバイト)



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader（無償）が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトからAdobe Readerをダウンロードしてください。](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/生活衛生課 食品・医薬品安全係
電話番号：048-829-1300 ファックス：048-829-1967

[> お問い合わせフォーム](#)

[サイトマップ](#) [当サイトについて](#) [ご利用ガイド](#) [アクセシビリティポリシー](#)

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 開庁時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）
電話：048-829-1111（代表） ※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。
※さいたまコールセンターにつながります。 法人番号 2000020111007

(令和7年10月15日発表) 食中毒事件の発生について

[このページを印刷する](#)

1 事件発生の探知

令和7年10月6日(月曜日)に、市民から市保健所に「10月6日(月曜日)に当該飲食店を7人で利用したところ、5名が体調不良になった。」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果（発表日現在）

- 喫食者数：1グループ7名
- 患者数：5名（すべて70歳代女性）
- 居住地：さいたま市
- 喫食日時：令和7年10月6日(月曜日) 11時30分頃
- 発症日時：令和7年10月6日(月曜日) 15時頃から16時頃
- 主な症状：嘔吐、下痢、腹痛 ※患者は快方に向かっています。
- 病因物質：黄色ブドウ球菌
- 原因食品：令和7年10月6日（月曜日）に当該飲食店が調理、提供した食事
（喫食メニュー）
バラちらし寿司、サラダ、お吸い物
- 原因施設：飲食店（浦和区）

3 上記施設を原因施設と断定した理由

- 令和7年10月6日(月曜日)に当該施設で食事をした1グループ7名のうち5名が、令和7年10月6日(月曜日) 15時頃から発症していることが確認されたこと
- 発症者全員の共通食が当該施設で提供された調理品に限定されたこと
- 発症者2名及び従業員1名から黄色ブドウ球菌が検出されたこと
- 潜伏時間、症状等の疫学的事項が黄色ブドウ球菌による食中毒と一致したこと
- 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

- 処分年月日 : 令和7年10月15日(水曜日)
- 営業停止 : 3日間（令和7年10月15日（水曜日）から令和7年10月17日（金曜日）まで）

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、施設の清掃・消毒の指導、設備の改善指導、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課

課長：川越

担当：和田、中島、岡崎

電話：048-829-1300

内線：2930、2943、2944

関連ダウンロードファイル

 (参考) 黄色ブドウ球菌による食中毒について (PDF形式 60キロバイト)



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader（無償）が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトからAdobe Readerをダウンロードしてください。](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/生活衛生課 食品・医薬品安全係
電話番号：048-829-1300 ファックス：048-829-1967

[お問い合わせフォーム](#)

[サイトマップ](#) [当サイトについて](#) [ご利用ガイド](#) [アクセシビリティポリシー](#)

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 開庁時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）
電話：048-829-1111（代表） ※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。
※さいたまコールセンターにつながります。 法人番号 2000020111007